

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成19年6月14日(2007.6.14)

【公開番号】特開2001-59798(P2001-59798A)

【公開日】平成13年3月6日(2001.3.6)

【出願番号】特願2000-131062(P2000-131062)

【国際特許分類】

G 0 1 M 15/04 (2006.01)

【F I】

G 0 1 M 15/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月25日(2007.4.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タービンエンジンを試験する際のセルのハウルを抑制する方法であって、

流れディストータ(102)をエンジンのノズル出口(E)から所定の軸線方向距離(PAP)に配置するとともに、エンジンの排気流路(118)中への所定の貫通深さ(P)に配置する、工程を含み、

前記流れディストータ(102)はサポート(104)に取り付けられており、前記サポートは前記エンジンのノズル出口に対し距離(PAP)の流れディストータを軸線方向に調整できるよう調節可能に構成され、

前記サポートは更に前記排気流路中へ前記流れディストータが突入する距離(P)を制御するよう調節可能である、

タービンエンジンを試験する際のセルのハウルを抑制する方法。

【請求項2】

所定の距離(PAP)および貫通深さ(P)は、流れディストータ(102)がセルのハウルをなくすように、選択されている、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

所定の距離(PAP)および貫通深さ(P)は、流れディストータ(102)がエンジン試験運転に有意な影響を与えないように、選択されている、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

タービンエンジンのノズル出口(E)から所定の距離に配置するよう構成された流れディストータ(102)と、前記流れディストータ(102)を所定の位置に維持する流れディストータサポート(104)と、を備え、

前記流れディストータサポートは、前記エンジンのノズル出口に対し流れディストータの距離(PAP)を軸線方向に調整できるよう調節可能に構成され、

前記流れディストータサポートは更に、前記排気流路に対し前記流れディストータが突入する距離(P)を制御するよう調節可能である、

エンジン試験セルのハウルを抑制する装置(100)。

【請求項5】

前記流れディストータ(102)がその内部に冷却水を流すための水通路を含む、請求項4に記載の装置(100)。

【請求項6】

前記サポート(104)は、基部(108)およびこの基部(108)から鉛直に延在する第1サポートアーム(112)を含み、前記ディストータ(102)が前記第1サポートアーム(112)に調節自在に固定された、請求項4に記載の装置(100)。

【請求項7】

前記サポート(104)はさらに、前記基部(108)から前記第1サポートアーム(112)にある角度で延在する第2サポートアーム(114)を含む、請求項6に記載の装置(100)。

【請求項8】

前記ディストータ(102)がステンレス鋼製である、請求項4に記載の装置(100)。

【請求項9】

前記基部(108)が炭素鋼製である、請求項4に記載の装置(100)。

【請求項10】

前記ディストータ(102)の断面形状が正方形である、請求項4に記載の装置(100)。